

第4章 総務部

1. 総務部の主要事業

(1) 情報公開制度

市が保有する公文書を公開することにより、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするとともに、市民参加の開かれた市政を実現する。

(2) 個人情報保護制度

市が保有する個人情報 を適正に取り扱うとともに、自己情報の開示等の請求権を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で適正な市政を推進する。

(3) 行財政改革

時代環境の変化や新たな行政需要に対応するため、行政の抜本的見直しや組織の縮小、統廃合等による経費削減と歳入増を通じた経営健全化を推進する。

(4) 市職員の人財育成

中央研修機関・県自治研修所への派遣や市独自研修を実施し、職員の能力開発と資質向上を図る。

(5) 交通安全対策組織強化活動事業

各地区交通安全対策協議会などの関係団体や交通安全モデル事業所とともに、街頭啓発活動などを通して、地域の交通安全活動の推進を図る。

(6) 交通指導員運営事業

街頭指導等の交通安全活動を行う交通指導員を委嘱するとともに、研修などを実施し地域の交通安全活動の推進を図る。

(7) 交通安全思想啓発事業

交通安全イベントを実施し、市民参加の交通安全活動の推進を図る。

(8) 松江地区防犯協会運営事業

松江地区における地域安全活動の推進や防犯意識の啓発を行う松江地区防犯協会に対し、市から負担金を拠出し、その活動に対する支援を行う。

2. 給与

(人事課)

(1) 級別職員平均給料(企業を除く行政職給料表適用の一般職)

(令和5年4月1日現在)

区分 級	職務	人員 (人)	平均年齢 (歳)	給料月額(円)		
				最高	最低	平均
8級	理事・部長	18	/	468,300	445,200	452,678
7級	次長	32		436,000	423,600	426,828
6級	課長	127		410,200	398,200	403,069
5級	課長補佐・主幹	328		393,000	308,400	383,888
4級	主任	270		381,000	296,400	365,016
3級	係長・副主任	331		326,500	244,900	278,976
2級	主任主事・主任技師	169		249,000	210,800	229,021
1級	主事・技師	222		213,200	154,600	195,502
計		1,497	41.67	—	—	315,239

(2) 新規採用職員の初任給(行政職給料表)

(令和5年4月1日現在)

区分	号級	給料月額(円)
高校卒	1級 5号級	154,600
短大卒	1級 15号級	167,100
大学卒	1級 25号級	185,200

(3) 特殊勤務手当

(令和5年4月1日現在)

種 類		単位	金額(円)	備 考
税務手当	市税の徴収	日	350	
	市税の賦課	日	200	
防疫等 作業手 当	新型インフルエンザ等感染症患者がいる場 所等の消毒	日	290	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法 律に規定された感染症に対す る業務
	一類感染症等患者の救護又は防疫	日	740	
	二類感染症等患者の救護又は防疫	日	560	
	三類感染症等患者の救護又は防疫	日	370	
	家畜伝染病にかかっている家畜等の処置又は 防疫	日	370	
	結核患者の療養指導	日	370	保健所勤務の保健師に限る
	新型コロナ ウイルス感 染症から市 民の生命及 び健康を保 護するため に緊急に行 われた措置 に係る作業	患者等に接して行う作業 患者等に直接接触して行う作業 又は長時間にわたり接して行う 作業 患者等が使用した物の処理作業 患者等を受け入れている宿泊 施設 の 内 部 において 行う 長時間の連絡及び調整の作業	日 日 回	3,000 4,000 3,000 3,000
保健指導手当	開放性結核患者の訪問指導	日	250	
行旅死病人業務手当	死亡人	回	5,000	
	病人	回	2,500	
保険料賦課徴収手当	国保、介護又は後期高齢者医療 保険料の徴収	日	350	
	国保の賦課	日	200	
福祉業務手当	生活保護現業業務	日	350	
	その他福祉現業業務	日	250	
清掃業務手当	作業員	日	300	
典礼作業手当	現場作業員	日	350	
特殊作業用車乗務手 当	グレーダ、ロードローラー	日	220	
	ブルドーザー	日	120	
危険作業手当		時間	300	
使用料等徴収手当		日	350	
滞納処分従事手当		件	400	
教員特 殊業 務手 当	非常災害時等の緊急業務	日	8,000	
	生徒を 引率し て行う 指導業 務	修学旅行等で泊を伴うもの	日	7,500
		運動競技等で泊を伴うもの又は週休 日等に行うもの	日	5,100
		部活動で週休日等に行うもの	日	3,600
教育業務連絡指導手当		日	200	
用地交渉手当		日	400	
高所・地下業務手当		日	350	4 時間未満は 210 円
公共土木施設災害応急作業手当		日	400	4 時間未満は 240 円
犬猫等処理手当		件	220	

消防機関員手当	大型	当務	200	
	普通	当務	150	
災害出動手当		回	200	
救急出場手当	救急救命士の資格を持つ職員		回	510
	それ以外の職員		回	150
医師手当		月	25,000 ～ 90,000	保健所に勤務する職員 25,000円 保健所以外の職員 職務の級が1級 50,000円 " 2級 60,000円 " 3級 70,000円 " 4級 90,000円
有害物取扱手当		日	420	
狂犬病予防作業等従事手当		日	370	犬・猫の捕獲等の作業 1件につき60円加算
環境衛生検査業務従事手当		日	320	検体の採取の作業を伴う場合 180円加算
衛生検査業務従事手当		日	370	
と畜解体検査業務従事手当		日	420	
精神保健業務手当	精神障がい者の診療、看護、相談 又は指導		日	420
	精神障がい者の移送等		日	630
放射線取扱業務等従事手当		日	370	診療放射線技術者 1,340円

(4) 特別職給料及び報酬

(令和5年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額(円)	区 分	給料・報酬月額(円)
市長	1,026,000	市 議 会 議 長	584,000
副市長	836,000	市 議 会 副 議 長	504,000
教 育 長	717,000	市 議 会 議 員	475,000
代 表 監 査 委 員	168,000	選 挙 長	(1回当たり)10,800
監 査 委 員	163,000	投票所の投票管理者	(日額)12,800
教育委員会委員	59,000	期日前投票所の投票管理者	(日額)11,300
選挙管理委員会委員長	59,000	開 票 管 理 者	(1回当たり)10,800
選挙管理委員会委員	35,000	投票所の投票立会人	(日額)10,900
公平委員会委員長	(日額)14,500	期日前投票所の投票立会人	(日額)9,600
公平委員会委員	(日額)12,500	開 票 立 会 人	(1回当たり)8,900
農業委員会会長	40,000	選 挙 立 会 人	(1回当たり)8,900
農業委員会副会長	33,000	社 会 教 育 指 導 員	148,000
農業委員会委員	27,000	公 民 館 長	215,000
農地利用最適化推進委員	14,700		
感染症審査協議会委員	(日額)10,300		

※ 農業委員会会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員については、上記金額に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、予算の範囲内において市長が定める額を加算した額

3. 情報公開制度

(総務課)

公文書公開請求及び公文書任意公開申出の状況(令和4年度)

区 分		公文書公開請求(市民・市内事業者など)					
		請求 件数	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否応答 拒否
実施機関	市長	90	60	26	0	4	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	3	1	2	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	1	0	0	0	1	0
	ガス事業管理者	1	0	0	0	1	0
	交通事業管理者	1	0	1	0	0	0
	病院事業管理者	2	0	1	0	0	1
	消防長	1	0	1	0	0	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		99	61	31	0	6	1

区 分		公文書任意公開申出(市民以外・市外事業者など)					
		申出 件数	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否応答 拒否
実施機関	市長	88	45	34	1	8	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	2	0	2	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	9	9	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	0	0	0	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
	消防長	1	0	1	0	0	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0

法人	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		100	54	37	1	8	0

4. 個人情報保護制度

(総務課)

保有個人情報開示請求の状況(令和4年度)

区 分		請求 件数	開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応答 拒否
実施機関	市長	12	4	6	0	2	0
	議会	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	1	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
	ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0
	交通事業管理者	0	0	0	0	0	0
	病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
	消防長	3	0	3	0	0	0
出資法人	松江市土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市観光振興公社	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団	0	0	0	0	0	0
	公益財団法人松江市体育協会	0	0	0	0	0	0
	一般財団法人宍道湖西岸森と自然財団	0	0	0	0	0	0
合計		16	5	9	0	2	0

5. 行財政改革

(組織戦略課)

(1)これまでの取組(平成17年度～平成31年度(令和元年度))

①第1次行財政改革大綱(平成17年度～平成26年度)

平成17年の市町村合併以降、合併後の「松江市」の姿を整えるため、サービス水準の統一、職員数の適正化、施設及び事業の整理統合、民間委託等の効率化など、行政改革の取組を行った。

その結果、職員400人削減をはじめ、地方債残高の削減、財政健全化指標の改善など財政健全化を進めることができ、累計で約316億円の効果額を生み出すことができた。その財源により、小学6年生までの子どもの医療費無償化、Ruby Cityプロジェクトなどの特色のある施策を実施した。

②第2次行財政改革大綱(平成27年度～平成31年度(令和元年度))

人口減少と少子高齢化、合併特例措置の終了による地方交付税の減少、公共施設の老朽化の状況から、将来にわたり持続可能な自治体経営を目指した取組を行った。また、市民との「共創」の手法を取り入れながら、行政サービスの「質」を高める取組を行った。

平成27年度から令和元年度までの5年間においては、約93億円の累積効果額を生み出した。

(2) 第3次行財政改革大綱及び実施計画の概要(令和2年度～令和6年度)

平成30年4月に中核市に移行したことから、「中核市松江の一步進んだ行財政運営の確立」を目指し、次の3つの基本方針のもと、行財政改革を推進する。

① 基本方針

ア) 市民サービスの「質」の向上

情報公開・発信により市民の市政参加を促し、公共サービスの「共創」に取り組む。また市民との「協働」の観点で、市の役割の重点化を図りながら、ICT技術を活用し、質の高い市民サービスを提供する。

イ) 持続可能な財政基盤の確立

将来にわたって安定した行政サービスを提供していくための安定した財政基盤を確立する。そのために、公共施設の適正化など、一層の歳出の削減と、新たな財源の確保など、歳入を確保する。

ウ) 最大の効果を生み出す行政運営の実現

PDCA サイクルによる施策の見直し、ICTを活用した業務の効率化で生み出した財源を、総合戦略に掲げる主要施策に生かすスクラップ&ビルドのサイクルを確立する。また、職員の資質と意識を高め、市民から信頼されるよう育成する。

② 改革の期間 : 令和2年度～令和6年度(5年間)

③ 取組の指標 : 地方債残高、基金残高、財政健全化指標、削減効果額(目標 約31億円)

④ 推進体制 : ア) 全部局を挙げた改革の実行

イ) 内部組織「松江市行財政改革推進本部」による点検・指示

ウ) 外部組織「松江市行財政改革推進委員会」からの提言

6. 交通安全

(総務課)

本市の地形が中心部を流れる大橋川によって二分されていることや、城下町特有の狭隘で屈折した道路が多いことなどから、道路環境には余り恵まれていないが、都市基盤の整備とともに改善されてきている。

令和4年の人身交通事故発生状況は、事故件数300件、死亡者2名、負傷者326名である。

(1) 松江市交通安全対策会議

『松江市交通安全対策会議』は、本市の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成4年に設置され、松江市交通安全計画を基本に、①交通環境の整備、②交通安全意識の徹底・安全運転の確保の2点を柱とし、関係機関・団体と密接な連携を保ちながら各種事業・活動を推進し、市民の安全確保に努めている。

① 交通環境の整備

交通環境の整備に関する市民からの要望については、地区交通安全対策協議会でとりまとめられ、地区の要望として市総務課へ提出される。

提出された要望については、国・県・警察・市関係課等で協議・検討し、対応している。

要望の内容は、信号機・横断歩道設置、一時停止等の交通規制、カーブミラー・ガードレールの設置、街路照明の設置など年間300件を超えている。

② 交通安全意識の徹底・安全運転の確保

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、地区交通安全対策協議会・警察・交通安全協会等と連携して、街頭啓発活動・交通安全教室等を開催し、また広報紙や広報車でドライバー・歩行者に交通安全を呼び掛けるほか、最近問題となっている「自転車利用者のマナー」についても、学校関係者・警察・交通指導員等と合同で特別指導を実施し、マナーの向上に努めている。

(2) 松江市交通指導員

松江市交通指導員は、通学・通勤時を重点に歩行者の保護・誘導の街頭指導を通じて、安全な歩行の習慣化・正しい交通安全の励行と、交通安全思想の普及徹底を促進することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね4名を市長が委嘱している。現員104名(令和5年5月1日現在)。

早朝の街頭指導や交通安全教室への参加のほか、スポーツイベントでは、歩行者の安全を確保するため随時出

動している。

(3) 松江市交通安全地区教育指導員

松江市交通安全地区教育指導員は、地域における交通安全活動の担い手として、地域住民の交通安全ニーズに応じたきめ細やかな参加型・体験型の実践的な交通安全教育の徹底と、地域の交通事故防止に寄与することを目的とし、各地区交通安全対策協議会長の推薦に基づいて、1地区につきおおむね3名を市長が委嘱している。現員91名(令和5年5月1日現在)。

7. 行政機構

(人事課・組織戦略課)

(1) 職員の定数と現員

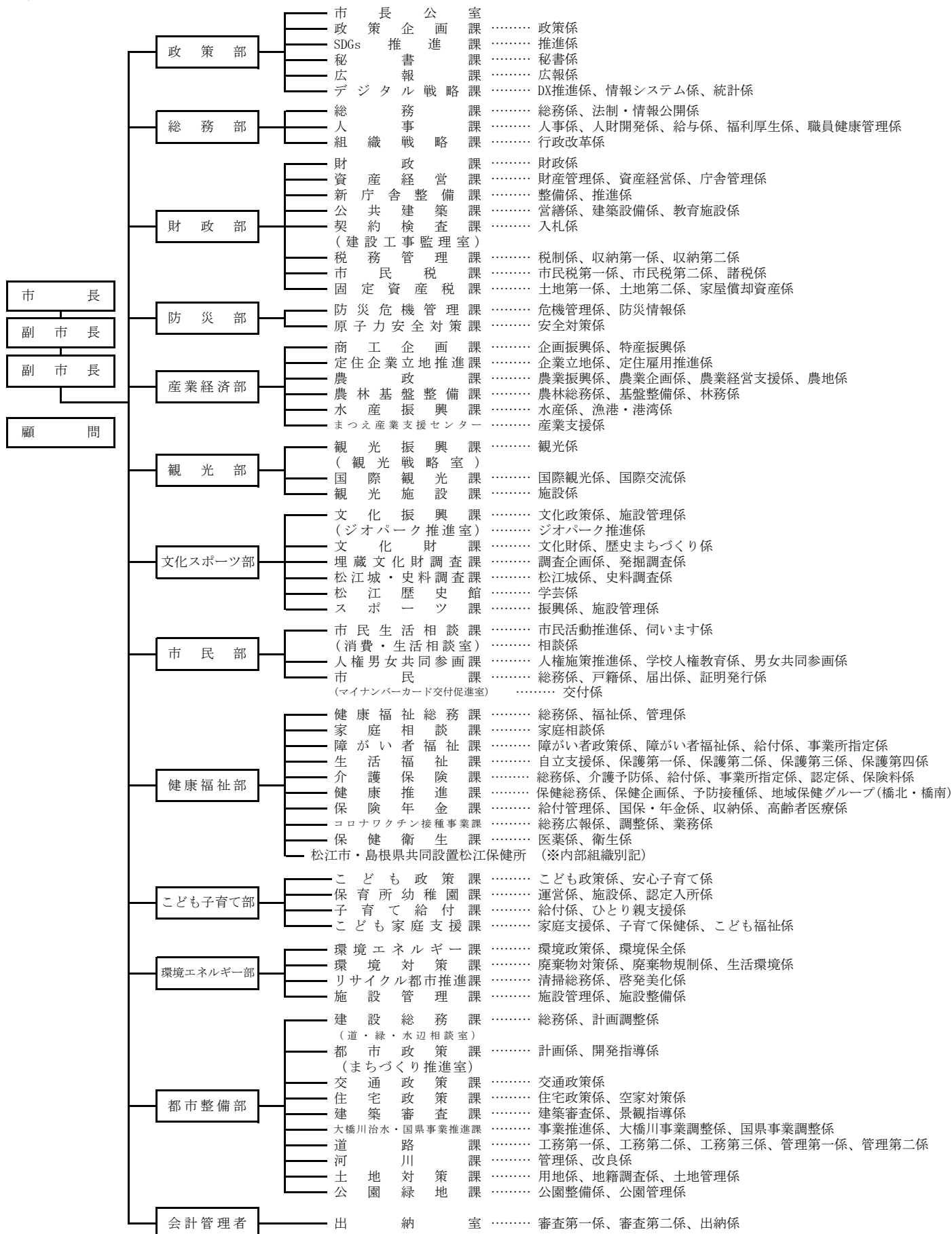
(令和5年4月1日現在)

部局名	定数	役職(教員含む)					一般職	教員	消防吏員 (消防長含む)	企業職員 (管理者除く)	計	
		部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級						
市長事務部局	1,320	政策部	1	1	6	0	10	22	0			40
		総務部	1	3	2	0	15	18	0			39
		財政部	2	2	12	1	25	102	0			144
		防災部	1	1	2	0	4	8	0			16
		産業経済部	1	3	5	1	15	53	0			78
		観光部	1	1	3	0	7	10	0			22
		文化スポーツ部	1	0	6	0	14	41	0			62
		市民部	1	1	3	0	12	38	0			55
		支所	0	8	10	0	24	70	0			112
		健康福祉部	1	4	15	8	60	219	0			307
		こども子育て部	1	1	14	0	33	137	22			208
		環境エネルギー部	1	2	8	1	17	49	0			78
		都市整備部	1	3	12	0	27	103	0			146
		出納室	1	0	0	0	5	5	0			11
消防本部	270								253		253	
教育委員会	210	2	2	27	1	48	52	70			202	
市議会事務局	12	1	1	1	0	3	5	0			11	
選挙管理委員会事務局	5	0	0	1	0	1	2	0			4	
監査委員事務局	7	1	0	0	0	2	2	0			5	
農業委員会事務局	6										0	
公平委員会	1					1					1	
上下水道局	105									92	92	
ガス局	52									33	33	
交通局	73									71	71	
市立病院	543									499	499	
計	2,604	18	33	127	12	323	958	70	253	695	2,489	

松江市行政組織機構図

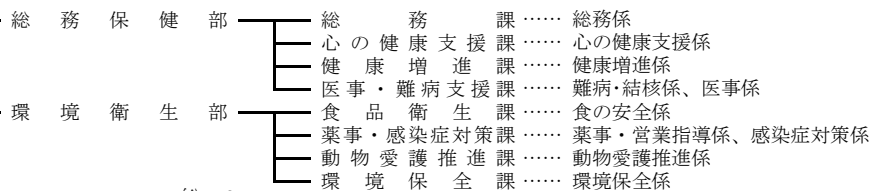
[市長事務部局]
〈本 庁〉

(令和5年4月1日現在)

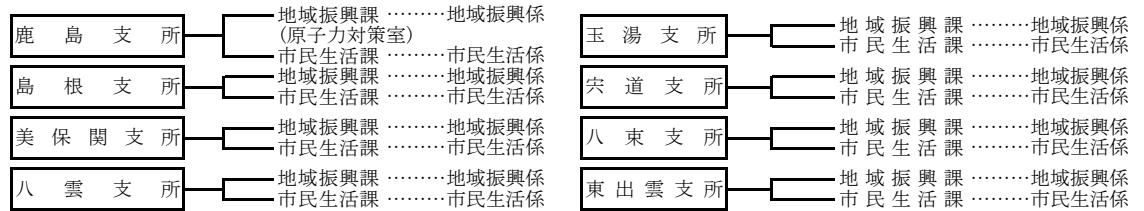


(※別記)

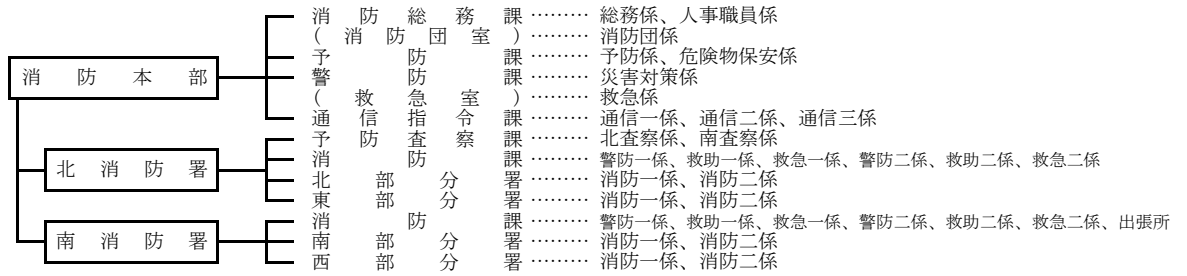
松江市・島根県共同設置
松江保健所



〈支 所〉



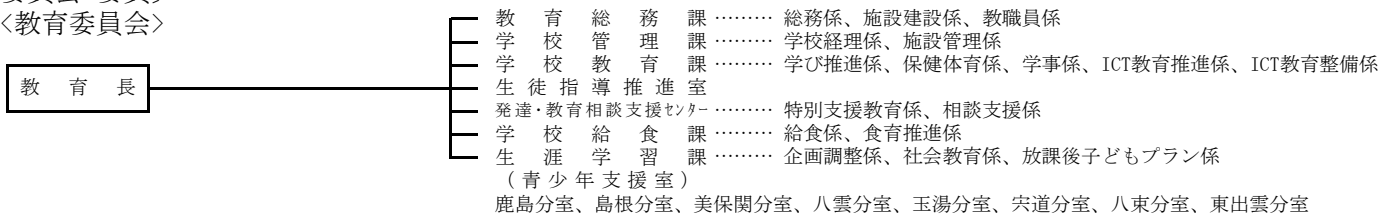
〔消防本部〕



〔議会〕



〔委員会・委員〕
〈教育委員会〉

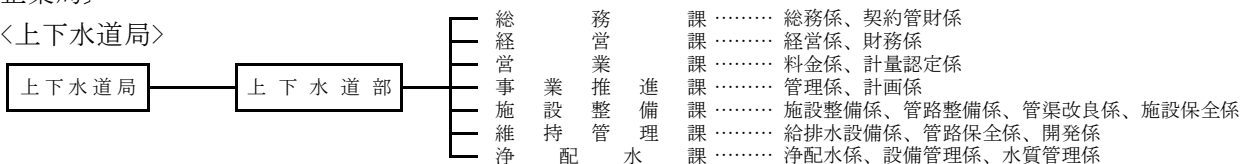


〈その他委員会等〉

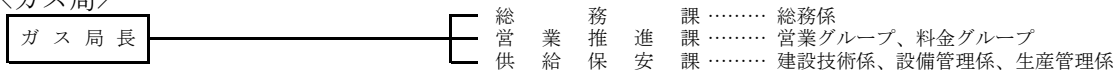


〔企業局〕

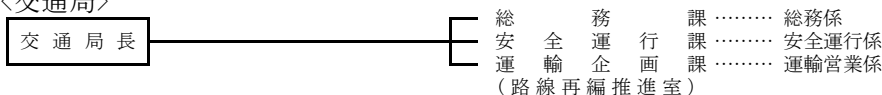
〈上下水道局〉



〈ガス局〉



〈交通局〉



〈市立病院〉

